

京都市告示第416号

京都市市民防災センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市市民防災センターを臨時に開所します。

平成25年1月18日

京都市長 門川 大作

臨時に開所する日 平成25年3月11日（月）

（消防局安全救急部市民安全課）